

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	滞納整理関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

益城町は、滞納整理関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、
特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

益城町長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	滞納整理関係事務
②事務の概要	益城町では地方税等の督促及び滞納処分その他の地方税の徴収又は地方税等の調査(犯則事件の調査を含む。) 市町村(以下「市町村」という。)が地方税法、その他地方税に関する法律、これらに基づく条例及び高齢者の医療に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収事務を行い、また、住民の正しい権利を保障するために、市町村の住民に関する徴収に必要な情報を正確に把握し、法令に基づき適正な滞納整理事務を執行する。 ※納税者が納付した町税等のうち、過誤納付の場合は、当該納付額を還付、納税者からの納付がない場合は、督促を行い、その後滞納処分を執行する。 益城町では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①納税者が納付書等による納付を行った場合、町指定金融機関等からの領収済通知書により確認する。 ②納税者からの納付額が課税額を超過している場合、還付するため、納税者へ過誤納還付通知書を送付する。 ③納税者が納期限までに課税額の納付がない場合、納税者に対して督促を行う。 ④督促後、納税者からの納付がない場合は、滞納処分を執行する。 ⑤滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他機関に実態調査回答依頼を行う。 ⑥口座情報の管理、異動、照会を行う。
③システムの名称	滞納整理、口座、宛名管理
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 滞納処分ファイル 2. 交渉記録ファイル 3. 口座情報ファイル 4. 宛名基本ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 なし(滞納整理関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課債権管理係
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課行政係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課債権管理係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	権限のある事務取扱者にのみIDとパスワードが付与されている。また、毎年度研修を行い、人為的ミスの防止に努めている。 これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにおいて、あらかじめ必要な権限以外与えられず、定められた様式に基づき、必要な情報のみの提供を受けることとしているため、不要な情報入手が行われることはない。 これらの対策を講じていることから、「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	基礎項目評価書		新様式への対応	事後	新様式への対応
令和1年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16号	番号法第9条第1項 別表第一 16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	項の修正 根拠法令の追加
令和1年7月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16号	番号法第9条第1項 別表第一 16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	項の修正 根拠法令の追加
令和4年11月11日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	(情報提供の根拠) なし(収納消込関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。)	事後	根拠法令の修正
令和5年4月3日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	1. 番号法第9条第1項 別表第一 16の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	文言の修正
令和5年4月3日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(収納消込関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (情報紹介の根拠) 番号法第19条第8項 別表第二 第27、28、29項	【情報提供の根拠】 なし(滞納整理関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 27の項	事後	法令上の根拠、及び文言の修正
令和5年4月3日	IIしきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IIしきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和5年4月3日 時点	事後	基準日の変更
令和5年4月3日	IVリスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	事後	情報提供を行わないことによる変更
令和6年4月1日	I. 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	税務課納税係	税務課債権管理係	事前	部署変更に伴い
令和6年4月1日	I. 関連情報 8. 特定個人情報 の取扱いに関する問合せ 連絡先	税務課納税係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	税務課債権管理係 熊本県上益城郡益城町大字宮園702番地	事前	部署変更に伴い
令和6年4月1日	IVリスク対策 8. 監査 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和6年12月27日	I. 関連情報 1. 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	益城町では地方税等の督促及び滞納処分その他の地方税の徴収又は地方税等の調査(犯則事件の調査を含む。) 市町村(以下「市町村」という。)が地方税法、その他地方税に関する法律、これらに基づく条例及び高齢者の医療に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収事務を行い、また、住民の正しい権利を保障するために、市町村の住民に関する徴収に必要な情報を正確に把握し、法令に基づき適正な滞納整理事務を執行する。 ※納税者が納付した町税等のうち、過誤納付の場合は、当該納付額を還付、納税者からの納付がない場合は、督促を行い、その後滞納処分を執行する。 益城町では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①納税者が納付書等による納付を行った場合、町指定金融機関等からの領収済通知書により確認する。 ②納税者からの納付額が課税額を超過している場合、還付するため、納税者へ過誤納還付通知書を送付する。 ③納税者が納期限に課税額の納付がない場合、納税者に対して督促を行う。 ④督促後、納税者からの納付がない場合は、滞納処分を執行する。 ⑤滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他機関に実態調査回答依頼を行う。 ⑥口座情報の管理、異動、照会を行う。	益城町では地方税等の督促及び滞納処分その他の地方税の徴収又は地方税等の調査(犯則事件の調査を含む。) 市町村(以下「市町村」という。)が地方税法、その他地方税に関する法律、これらに基づく条例及び高齢者の医療に関する法律に基づき、住民に対して公正・公平な徴収事務を行い、また、住民の正しい権利を保障するために、市町村の住民に関する徴収に必要な情報を正確に把握し、法令に基づき適正な滞納整理事務を執行する。 ※納税者が納付した町税等のうち、過誤納付の場合は、当該納付額を還付、納税者からの納付がない場合は、督促を行い、その後滞納処分を執行する。 益城町では、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①納税者が納付書等による納付を行った場合、町指定金融機関等からの領収済通知書により確認する。 ②納税者からの納付額が課税額を超過している場合、還付するため、納税者へ過誤納還付通知書を送付する。 ③納税者が納期限までに課税額の納付がない場合、納税者に対して督促を行う。 ④督促後、納税者からの納付がない場合は、滞納処分を執行する。 ⑤滞納者の滞納処分に必要な情報を取得するため、他機関に実態調査回答依頼を行う。 ⑥口座情報の管理、異動、照会を行う。	事後	
令和6年12月27日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項 別表 24の項	事後	
令和6年12月27日	I. 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし(収納消込関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (情報紹介の根拠) 番号法第19条第8項 別表第二 第27、28、29項	【情報提供の根拠】 なし(滞納整理関係事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IIしきい値判断 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月3日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 4. 特定個人情報 ファイルの取扱いの委託	[]委託しない	[○]委託しない	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在 させる作業		新様式への対応	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えらる対策		新様式への対応	事後	